

○農林水産省令第三十二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月五日

農林水産大臣 坂本 哲志

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表二（第九条関係） （略）</p> <p>付表</p> <p>一〇五十四 （略）</p> <p>五十五 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス属植物（ヒロセレウス・ウンダーツス、ヒロセレウス・コスタリケンシス及びヒロセレウス・ポリリズス並びにこれらの交雑種に限る。）の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの</p> <p>五十六〇八十九 （略）</p>	<p>別表二（第九条関係） （略）</p> <p>付表</p> <p>一〇五十四 （略）</p> <p>五十五 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウンダーツスの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの</p> <p>五十六〇八十九 （略）</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。